

## 規約改定のお知らせ

2026年2月27日をもって、「ぶらら法人標準規約」「接続サービス個別規約」「オプションサービス個別規約」「IP接続卸サービス個別規約」「IPoE方式専用OEMサービス個別利用規約」を以下の通り改定いたします。

会員の皆さまには、ご一読のうえ、今後ご利用頂きますようお願い申し上げます。

「[ぶらら法人標準規約](#)」の改定内容

旧	新
附則 —	附則 (実施期日) 本規約は2026年2月27日より改定実施するものとします。 (経過措置) 「IPoEのみ対応コース」「フレッツ光対応コース」は、2026年4月1日をもって、新規受付を終了し、第2条(会員)1項の規定にかかわらず、当社は、2026年4月2日以降の申し込みについて承諾しません。

「[接続サービス個別規約](#)」の改定内容

旧	新
第4条(料金) 3項 1. 接続サービスの利用料金額は標準規約第12条(利用料金等)及び第14条(料金の計算)に従い、料金表に定めるとおりとします。 2. 支払い方法は、標準規約第13条(請求及び支払い)に定めるとおりとします。 3. 第2条第5項で定めるオプションサービスのうち、「メール」における「迷惑メール振り分けサービス」、「転送サービス」、「自動応答サービス」、「ブラウザメール」の機能については2026年3月16日を以て提供を終了します。この場合において、2026年3月利用分に係る月額料金については1ヶ月分の金額を支払うものとし、日割り請求、日割り返金を行いません。 4. 第2条第5項で定めるオプションサービスのうち、「メール」については、2026年8月31日を以て提供を終了します。この場合において、2026年4月から8月までの利用分に係る月額料金については請求を行いません。 5. 前項の場合において、標準規約第14条第1項第3号に該当する会員については、標準規約第12条第4項の定めにかかわらず、2026年4月から8月までの利用分に関し、既に支払われた料金を月割りで、当社所定の方法により、払い戻しを行うものとします。	第4条(料金) 3項 1. 接続サービスの利用料金額は標準規約第12条(利用料金等)及び第14条(料金の計算)に従い、料金表に定めるとおりとします。 2. 支払い方法は、標準規約第13条(請求及び支払い)に定めるとおりとします。 3. 第2条第5項で定めるオプションサービスのうち、「メール」における「迷惑メール振り分けサービス」、「転送サービス」、「自動応答サービス」、「ブラウザメール」の機能については2026年3月23日を以て提供を終了します。この場合において、2026年3月利用分に係る月額料金については1ヶ月分の金額を支払うものとし、日割り請求、日割り返金を行いません。 4. 第2条第5項で定めるオプションサービスのうち、「メール」については、2026年8月31日を以て提供を終了します。この場合において、2026年4月から8月までの利用分に係る月額料金については請求を行いません。 5. 前項の場合において、標準規約第14条第1項第3号に該当する会員については、標準規約第12条第4項の定めにかかわらず、2026年4月から8月までの利用分に関し、既に支払われた料金を月割りで、当社所定の方法により、払い戻しを行うものとします。
附則 —	附則 本規約は2026年2月27日より改定実施するものとします。

**「オプションサービス個別規約」の改定内容**

旧	新
<p>第4条(料金) 3項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>オプションサービスの利用料金額は標準規約第12条(利用料金等)及び第14条(料金の計算)に従い、料金表に定めるとおりとします。</li> <li>支払い方法は、標準規約第 13 条(請求及び支払い)に定めるとおりとします。</li> <li>第2条第2項で定めるオプションサービスのうち、「ウイルスチェック for Business」については2026年3月16日を以て 提供を終了します。この場合において、2026年3月利用分に係る月額料金については1ヶ月分の金額を支払うものとし、日割り請求、日割り返金はいりません。</li> <li>前項の場合において、標準規約第14条第1項第3号に該当する会員については、標準規約第12条第4項の定めにかかわらず、2026年4月から8月までの利用分に関し、既に支払われた料金を月割りで、当社所定の方法により、払い戻しを行うものとしします。</li> </ol>	<p>第4条(料金) 3項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>オプションサービスの利用料金額は標準規約第12条(利用料金等)及び第14条(料金の計算)に従い、料金表に定めるとおりとします。</li> <li>支払い方法は、標準規約第 13 条(請求及び支払い)に定めるとおりとします。</li> <li>第2条第2項で定めるオプションサービスのうち、「ウイルスチェック for Business」については2026年3月23日を以て 提供を終了します。この場合において、2026年3月利用分に係る月額料金については1ヶ月分の金額を支払うものとし、日割り請求、日割り返金はいりません。</li> <li>前項の場合において、標準規約第14条第1項第3号に該当する会員については、標準規約第12条第4項の定めにかかわらず、2026年4月から8月までの利用分に関し、既に支払われた料金を月割りで、当社所定の方法により、払い戻しを行うものとしします。</li> </ol>
<p>附則</p> <p>—</p>	<p>附則</p> <p>本規約は2026年2月27日より改定実施するものとしします。</p>

**「IP接続卸サービス」個別規約」の改定内容**

旧	新
<p>第4 条(料金) 3項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>接続サービスの利用料金額は標準規約第12条(利用料金等)及び第14条(料金の計算)に従い、料金表に定めるとおりとします。</li> <li>支払い方法は、標準規約第 13 条(請求及び支払い)に定めるとおりとします。</li> <li>第 2 条第 5 項で定めるオプションサービスのうち、「メールサービス」において提供している「Web メール」、「迷惑メール振り分け」、「メール転送」及び「メール自動応答」の機能(「IP 接続卸サービス契約者向けポータルサイト利用マニュアル」内の「2. IP 接続卸サービスの仕様」 「2-2. サービス仕様」 「2-2-4. メール」の項番 9 で定める「メールのオプション機能」をいいます。)については 2026年3月16日を以て提供を終了します。この場合において、2026年3月利用分に係る月額料金については1ヶ月分の金額を支払うものとし、日割り請求、日割り返金はいりません。</li> <li>第2条第5項で定めるオプションサービスのうち、「メールサービス 」については、2026年8月31日を以て提供を終了します。この場合において、2026年4月から8月までの利用分に係る月額料金については請求を行いません。</li> <li>前項の場合において、標準規約第14条第1項第3号に該当する会員については、標準規約第12条第4項の定めにかかわらず、2026年4月から8月までの利用分に関し、既に支払われた料金を月割りで、当社所定の方法により、払い戻しを行うものとしします。</li> </ol>	<p>第4 条(料金) 3項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>接続サービスの利用料金額は標準規約第12条(利用料金等)及び第14条(料金の計算)に従い、料金表に定めるとおりとします。</li> <li>支払い方法は、標準規約第 13 条(請求及び支払い)に定めるとおりとします。</li> <li>第 2 条第 5 項で定めるオプションサービスのうち、「メールサービス」において提供している「Web メール」、「迷惑メール振り分け」、「メール転送」及び「メール自動応答」の機能(「IP 接続卸サービス契約者向けポータルサイト利用マニュアル」内の「2. IP 接続卸サービスの仕様」 「2-2. サービス仕様」 「2-2-4. メール」の項番 9 で定める「メールのオプション機能」をいいます。)については 2026年3月23日を以て提供を終了します。この場合において、2026年3月利用分に係る月額料金については1ヶ月分の金額を支払うものとし、日割り請求、日割り返金はいりません。</li> <li>第2条第5項で定めるオプションサービスのうち、「メールサービス 」については、2026年8月31日を以て提供を終了します。この場合において、2026年4月から8月までの利用分に係る月額料金については請求を行いません。</li> <li>前項の場合において、標準規約第14条第1項第3号に該当する会員については、標準規約第12条第4項の定めにかかわらず、2026年4月から8月までの利用分に関し、既に支払われた料金を月割りで、当社所定の方法により、払い戻しを行うものとしします。</li> </ol>
<p>附則</p> <p>—</p>	<p>附則(2026年2月27日)</p> <p>本規約は 2026年2月27日より効力を有するものとしします。</p>

「IPoE方式専用OEMサービス個別利用規約」の改定内容

旧

新

附則  
ー

附則  
本規約を2026年2月27日に改定します。  
1.第2条8項で定めるメールサービスは、2026年2月28日をもって提供を終了いたします。